

配電盤の母線の材料に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編
高速船規則

改正事項

配電盤の母線の材料に関する事項

改正理由

現在，本会規則においては，配電盤の母線の材料として電気的特性に優れている銅を要求している。一方，IEC60092-302 及び JIS F8065 においては当該材料としてアルミニウムを使用することが認められており，陸上電気設備においては，ケーブルや配電盤の母線材料として，アルミニウムも使用されている。

このような背景から，本会規則においてもその使用を認めるべく当該 IEC 及び JIS 規格を参考に関連規定を改めた。

改正内容

配電盤の母線の材料として，アルミニウムが使用できる旨要件を改めた。